

雇児発0331第9号
平成29年3月31日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

「子どものための教育・保育給付費補助事業の実施について」
の一部改正について

「子どものための教育・保育給付費補助事業の実施について」（平成27年4月13日付け雇児発0413第36号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の一部を別添のとおり改正し、平成29年4月1日より施行することとしたので通知する。

◎ 子どものための教育・保育給付費補助事業の実施について（平成27年4月13日雇児発0413第36号）新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">雇児発0413第36号 平成27年4月13日 <一部改正>雇児発0707第1号 平成28年7月7日 <u><一部改正>雇児発0331第9号</u> <u>平成29年3月31日</u></p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">子どものための教育・保育給付費補助事業の実施について</p> <p>認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設や認定こども園への移行等を希望して長時間の預かり保育を行う幼稚園に対して財政支援を行うことにより、保育の供給を増やし、もって待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うため、子どものための教育・保育給付費補助事業を次により実施し、平成27年4月1日から適用することとしたので通知する。</p> <p>ついては、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、平成26年5月29日雇児発0529第21号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「幼稚園における長時間預かり保育支援事業の実施について」は、平成27年3月31日限りで廃止する。</p> <p>第1 事業の種類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認可化移行運営費支援事業 2 幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業 	<p style="text-align: right;">雇児発0413第36号 平成27年4月13日 <一部改正>雇児発0707第1号 平成28年7月7日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">子どものための教育・保育給付費補助事業の実施について</p> <p>認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設や認定こども園への移行等を希望して長時間の預かり保育を行う幼稚園に対して財政支援を行うことにより、保育の供給を増やし、もって待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うため、子どものための教育・保育給付費補助事業を次により実施し、平成27年4月1日から適用することとしたので通知する。</p> <p>ついては、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、平成26年5月29日雇児発0529第21号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「幼稚園における長時間預かり保育支援事業の実施について」は、平成27年3月31日限りで廃止する。</p> <p>第1 事業の種類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認可化移行運営費支援事業 2 幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業

<p>第2 事業の実施 各事業の実施及び運営は、次によること。</p> <ol style="list-style-type: none">1 認可化移行運営費支援事業実施要綱（別添1）2 幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業実施要綱（別添2）	<p>第2 事業の実施 各事業の実施及び運営は、次によること。</p> <ol style="list-style-type: none">1 認可化移行運営費支援事業実施要綱（別添1）2 幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業実施要綱（別添2）
---	---

改正後	改正前
<p data-bbox="147 240 226 268">別添 1</p> <p data-bbox="400 316 851 343">認可化移行運営費支援事業実施要綱</p> <p data-bbox="152 424 347 451">1 事業の目的</p> <p data-bbox="174 459 1104 743">認可保育所、認定こども園、<u>家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業</u>（以下「保育所等」という。）への移行を希望する認可外保育施設に対して、移行に<u>当たって必要</u>となる経費を補助すること及び地方自治体における単独保育施策において児童を保育している施設（以下「地方単独保育施設」という。）については当該補助に加え、利用者負担額（保育料）を軽減するための経費を補助することにより、保育の供給及び受入れを増やし、もって待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。</p> <p data-bbox="152 788 347 815">2 事業の内容</p> <p data-bbox="174 823 1104 1182">本事業は、認可外保育施設が保育所等への移行を目指すに<u>当たって必要</u>となる経費（地方単独保育施設については当該経費に加え、利用者負担額（保育料）を軽減するための経費）の支援を実施するものであり、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。）に規定する保育所に係る設備及び職員配置に関する基準又は家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。）に規定する<u>家庭的保育事業若しくは小規模保育事業若しくは事業所内保育事業</u>に係る設備及び職員配置に関する基準を満たす認可外保育施設に対し、運営に要する費用の一部を補助するものである。</p> <p data-bbox="152 1227 320 1254">3 実施主体</p> <p data-bbox="203 1262 972 1329">実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。 なお、市町村が<u>適当と認める者へ委託等</u>を行うことができる。</p> <p data-bbox="152 1374 320 1401">4 実施要件</p>	<p data-bbox="1126 240 1205 268">別添 1</p> <p data-bbox="1382 316 1832 343">認可化移行運営費支援事業実施要綱</p> <p data-bbox="1131 424 1326 451">1 事業の目的</p> <p data-bbox="1153 459 2083 743">認可保育所、認定こども園又は小規模保育事業（以下「保育所等」という。）への移行を希望する認可外保育施設に対して、移行に<u>あたって必要</u>となる経費を補助すること及び地方自治体における単独保育施策において児童を保育している施設（以下「地方単独保育施設」という。）については当該補助に加え、利用者負担額（保育料）を軽減するための経費を補助することにより、保育の供給及び受入れを増やし、もって待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。</p> <p data-bbox="1131 788 1326 815">2 事業の内容</p> <p data-bbox="1153 823 2083 1182">本事業は、認可外保育施設が保育所等への移行を目指すに<u>当たって必要</u>となる経費（地方単独保育施設については当該経費に加え、利用者負担額（保育料）を軽減するための経費）の支援を実施するものであり、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。）に規定する保育所に係る設備及び職員配置に関する基準又は家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。）に規定する小規模保育事業に係る設備及び職員配置に関する基準を満たす認可外保育施設に対し、運営に要する費用の一部を補助するものである。</p> <p data-bbox="1131 1227 1299 1254">3 実施主体</p> <p data-bbox="1182 1262 1951 1329">実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。 なお、市町村が<u>適当と認める者へ委託等</u>を行うことができる。</p> <p data-bbox="1131 1374 1299 1401">4 実施要件</p>

(1) 対象児童

保育の必要性の認定を受けた児童と同等であると市町村が認めた児童

(2) 対象施設

① 認可化移行計画について

ア 保育所等への移行に係る計画（以下「認可化移行計画」という。）の期間内に移行を希望している施設であること。

イ 認可化移行計画を策定した上で本事業を実施する施設であること。

認可化移行計画については、認可化移行調査費等支援事業実施要綱（「認可保育所等設置支援事業の実施について（平成29年※月※日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」の別添4）の2（1）に基づく「認可化移行可能性調査支援事業」を実施する等により、施設設備面での課題解決や保育士資格を有していない者に指定保育士養成施設における受講によって保育士資格を取得させることによる保育士人材確保を図ること等を踏まえて策定し、移行を図ること。

ウ 子どものための教育・保育給付費補助金交付要綱の別表に定める地方単独保育施設加算の適用を受けない地方単独保育施設及び地方単独保育施設以外の施設については、5年間を上限とする認可化移行計画とすること。

② 満たす必要又は満たす見込みが必要な基準について

ア 認可保育所又は認定こども園への移行を目指す場合

(ア) 施設の設備は、認可化移行計画の期間内に児童福祉施設設備運営基準第32条を満たす見込みがあること。

(イ) 職員の配置は、児童福祉施設設備運営基準第33条を満たすこと。

ただし、保育士資格を有する者が不足している等特段の理由がある市町村においては、同条第2項に規定する保育士数（以下「児童福祉施設基準保育士数」という。）以上の保育に従事する者を配置しており、児童福祉施設基準保育士数の1/3以上の保育士又は看護師（准看護師を含む。）の資格を有する者（以下「看護師等」という。）を配置している施設については、認可化移行計画の期間内に当該施設が児童福祉施設基準保育士数以上の保育士を配置することを条件に、本事業を実施することができる。

(ウ) 施設の利用定員が、20人以上であること。

イ 家庭的保育事業への移行を目指す場合

(ア) 施設の設備は、認可化移行計画の期間内に家庭的保育事業等設

(1) 対象児童

保育の必要性の認定を受けた児童と同等であると市町村が認めた児童

(2) 対象施設

① 認可化移行計画について

ア 保育所等への移行に係る計画（以下「認可化移行計画」という。）の期間内に移行を希望している施設であること。

イ 認可化移行計画を策定した上で本事業を実施する施設であること。

認可化移行計画については、「認可化移行調査費等支援事業の実施について」（平成27年4月13日付け雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「認可化移行調査費等支援事業実施要綱」の2（1）に基づく「認可化移行可能性調査支援事業」を実施する等により、施設設備面での課題解決や保育士資格を有していない者に指定保育士養成施設における受講によって保育士資格を取得させることによる保育士人材確保を図ること等を踏まえて策定し、移行を図ること。

ウ 子どものための教育・保育給付費補助金交付要綱の別表に定める地方単独保育施設加算の適用を受けない地方単独保育施設及び地方単独保育施設以外の施設については、5年間を上限とする認可化移行計画とすること。

② 満たす必要又は満たす見込みが必要な基準について

ア 認可保育所又は認定こども園への移行を目指す場合

(ア) 施設の設備は、認可化移行計画の期間内に児童福祉施設設備運営基準第32条を満たす見込みがあること。

(イ) 職員の配置は、児童福祉施設設備運営基準第33条を満たすこと。

ただし、保育士資格を有する者が不足している等特段の理由がある市町村においては、同条第2項に規定する保育士数（以下「児童福祉施設基準保育士数」という。）以上の保育に従事する者を配置しており、児童福祉施設基準保育士数の1/3以上の保育士又は看護師を配置している施設については、認可化移行計画の期間内に当該施設が児童福祉施設基準保育士数以上の保育士を配置することを条件に、本事業を実施することができる。

備運営基準第 22 条を満たす見込みがあること。

(イ) 職員の配置は、家庭的保育事業等設備運営基準第 23 条を満たすこと。

ウ 小規模保育事業 A 型への移行を目指す場合

(ア) 施設の設定は、認可化移行計画の期間内に家庭的保育事業等設備運営基準第 28 条を満たす見込みがあること。

(イ) 職員の配置は、家庭的保育事業等設備運営基準第 29 条を満たすこと。

ただし、保育士資格を有する者が不足している等特段の理由がある市町村においては、同条第 2 項に規定する保育士数（以下「小規模保育事業 A 型基準保育士数」という。）以上の保育に従事する者を配置しており、小規模保育事業 A 型基準保育士数の 1 / 3 以上の保育士又は看護師等を配置している施設については、認可化移行計画の期間内に当該施設が小規模保育事業 A 型基準保育士数以上の保育士を配置することを条件に、本事業を実施することができる。

(ウ) 施設の利用定員が、6 人以上であること。

エ 小規模保育事業 B 型への移行を目指す場合

(ア) 施設の設定は、認可化移行計画の期間内に家庭的保育事業等設備運営基準第 32 条により準用する同基準第 28 条を満たす見込みがあること。

(イ) 職員の配置は、家庭的保育事業等設備運営基準第 31 条を満たすこと。

ただし、保育士資格を有する者が不足している等特段の理由がある市町村においては、同条第 2 項に規定する保育従事者数以上の保育に従事する者を配置しており、同条第 2 項に規定する保育士の配置割合にかかわらず保育従事者数の 1 / 3 以上の保育士又は看護師等を配置している施設については、認可化移行計画の期間内に当該施設が同条第 2 項に規定する保育士数以上の保育士を配置することを条件に、本事業を実施することができる。

(ウ) 施設の利用定員が、6 人以上であること。

オ 小規模保育事業 C 型への移行を目指す場合

(ア) 施設の設定は、認可化移行計画の期間内に家庭的保育事業等設備運営基準第 33 条を満たす見込みがあること。

(イ) 職員の配置は、家庭的保育事業等設備運営基準第 34 条を満たす

イ 小規模保育事業 A 型への移行を目指す場合

(ア) 施設の設定は、認可化移行計画の期間内に家庭的保育事業等設備運営基準第 28 条を満たす見込みがあること。

(イ) 職員の配置は、家庭的保育事業等設備運営基準第 29 条を満たすこと。

ただし、保育士資格を有する者が不足している等特段の理由がある市町村においては、同条第 2 項に規定する保育士数（以下「小規模保育事業 A 型基準保育士数」という。）以上の保育に従事する者を配置しており、小規模保育事業 A 型基準保育士数の 1 / 3 以上の保育士又は看護師等を配置している施設については、認可化移行計画の期間内に当該施設が小規模保育事業 A 型基準保育士数以上の保育士を配置することを条件に、本事業を実施することができる。

ウ 小規模保育事業 B 型への移行を目指す場合

(ア) 施設の設定は、認可化移行計画の期間内に家庭的保育事業等設備運営基準第 32 条により準用する同基準第 28 条を満たす見込みがあること。

(イ) 職員の配置は、家庭的保育事業等設備運営基準第 31 条を満たすこと。

ただし、保育士資格を有する者が不足している等特段の理由がある市町村においては、同条第 2 項に規定する保育従事者数以上の保育に従事する者を配置しており、同条第 2 項に規定する保育士の配置割合にかかわらず保育従事者数の 1 / 3 以上の保育士又は看護師等を配置している施設については、認可化移行計画の期間内に当該施設が同条第 2 項に規定する保育士数以上の保育士を配置することを条件に、本事業を実施することができる。

エ 小規模保育事業 C 型への移行を目指す場合

(ア) 施設の設定は、認可化移行計画の期間内に家庭的保育事業等設備運営基準第 33 条を満たす見込みがあること。

(イ) 職員の配置は、家庭的保育事業等設備運営基準第 34 条を満たす

こと。

(ウ) 施設の利用定員が、6人以上であること。

カ 保育所型事業所内保育事業(利用定員が20人以上のものに限る。)

への移行を目指す場合

(ア) 施設の設備は、認可化移行計画の期間内に家庭的保育事業等設備運営基準第43条を満たす見込みがあること。

(イ) 職員の配置は、家庭的保育事業等設備運営基準第44条を満たすこと。

ただし、保育士資格を有する者が不足している等特段の理由がある市町村においては、同条第2項に規定する保育士数(以下「保育所型事業所内保育事業基準保育士数」という。)以上の保育に従事する者を配置しており、保育所型事業所内保育事業基準保育士数の1/3以上の保育士又は看護師等を配置している施設については、認可化移行計画の期間内に当該施設が保育所型事業所内保育事業基準保育士数以上の保育士を配置することを条件に、本事業を実施することができる。

(ウ) 施設の利用定員が、20人以上であること。

キ 小規模型事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。)

への移行を目指す場合

(ア) 施設の設備は、認可化移行計画の期間内に家庭的保育事業等設備運営基準第48条により準用する同基準第28条を満たす見込みがあること。

(イ) 職員の配置は、家庭的保育事業等設備運営基準第47条を満たすこと。

ただし、保育士資格を有する者が不足している等特段の理由がある市町村においては、同条第2項に規定する保育従事者数以上の保育に従事する者を配置しており、同条第2項に規定する保育士の配置割合にかかわらず保育従事者数の1/3以上の保育士又は看護師等を配置している施設については、認可化移行計画の期間内に当該施設が同条第2項に規定する保育士数以上の保育士を配置することを条件に、本事業を実施することができる。

(ウ) 施設の利用定員が、19人以下であること。

5 留意事項

(1) 以下のいずれかに該当する場合は、補助金の返還を命ずることとする。

こと。

③ 施設の利用定員が、6人以上であること。

5 留意事項

(1) 以下のいずれかに該当する場合は、補助金の返還を命ずることができ

ただし、特段の理由がある場合は、この限りでない。

- ① 児童福祉施設設備運営基準第 32 条又は第 33 条第 2 項の基準を満たしていない認可保育所又は認定こども園への移行を目指す施設が、認可化移行計画の期間内に当該基準を満たさなかった場合
- ② 家庭的保育事業等設備運営基準第 22 条又は第 23 条第 3 項の基準を満たしていない家庭的保育事業への移行を目指す施設が、認可化移行計画の期間内に当該基準を満たさなかった場合
- ③ 家庭的保育事業等設備運営基準第 28 条又は第 29 条第 2 項の基準を満たしていない小規模保育事業 A 型への移行を目指す施設が、認可化移行計画の期間内に当該基準を満たさなかった場合
- ④ 家庭的保育事業等設備運営基準第 32 条により準用する同基準第 28 条又は第 31 条第 2 項の基準を満たしていない小規模保育事業 B 型への移行を目指す施設が、認可化移行計画の期間内に当該基準を満たさなかった場合
- ⑤ 家庭的保育事業等設備運営基準第 33 条又は第 34 条第 2 項の基準を満たしていない小規模保育事業 C 型への移行を目指す施設が、認可化移行計画の期間内に当該基準を満たさなかった場合
- ⑥ 家庭的保育事業等設備運営基準第 43 条又は第 44 条第 2 項の基準を満たしていない保育所型事業所内保育事業への移行を目指す施設が、認可化移行計画の期間内に当該基準を満たさなかった場合
- ⑦ 家庭的保育事業等設備運営基準第 48 条により準用する同基準第 28 条又は第 47 条第 2 項の基準を満たしていない小規模型事業所内保育事業への移行を目指す施設が、認可化移行計画の期間内に当該基準を満たさなかった場合

(2) 地方単独保育施設加算の適用を受けて本事業を実施する場合、以下の

- ①～④の要件を満たすものであること。
- ① 「『待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について』の対応方針について」(平成 28 年 4 月 7 日雇児発 0407 第 2 号)に基づき、待機児童解消に向けて緊急に対応する取組を実施する市町村であること。
- ② 地方単独保育施設は、地方単独保育施設加算として補助される額について、利用者負担額(保育料)の軽減に全額充てること。
- ③ 地方自治体が、地方単独保育施設の利用者への補助により利用者負担額(保育料)の軽減を図っている場合、現行の補助制度と同水準以上の制度を継続すること。

るものとする。

- ① 児童福祉施設設備運営基準第 32 条又は第 33 条第 2 項の基準を満たしていない認可保育所又は認定こども園への移行を目指す施設が、認可化移行計画の期間内に当該基準を満たさなかった場合
- ② 家庭的保育事業等設備運営基準第 28 条又は第 29 条第 2 項の基準を満たしていない小規模保育事業 A 型への移行を目指す施設が、認可化移行計画の期間内に当該基準を満たさなかった場合
- ③ 家庭的保育事業等設備運営基準第 32 条により準用する同基準第 28 条又は第 31 条第 2 項の基準を満たしていない小規模保育事業 B 型への移行を目指す施設が、認可化移行計画の期間内に当該基準を満たさなかった場合
- ④ 家庭的保育事業等設備運営基準第 33 条又は第 34 条第 2 項の基準を満たしていない小規模保育事業 C 型への移行を目指す施設が、認可化移行計画の期間内に当該基準を満たさなかった場合

(2) 地方単独保育施設加算の適用を受けて本事業を実施する場合、以下の

- ①～③の要件を満たすものであること。
- ① 「『待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について』の対応方針について」(平成 28 年 4 月 7 日雇児発 0407 第 2 号)に基づき、待機児童解消に向けて緊急に対応する取組を実施する市町村であること。
- ② 地方単独保育施設は、地方単独保育施設加算として補助される額について、利用者負担額(保育料)の軽減に全額充てること。
- ③ 地方自治体が、地方単独保育施設の利用者への補助により利用者負担額(保育料)の軽減を図っている場合、現行の補助制度と同水準以上の制度を継続すること。

④ 地方自治体が、利用者への補助により利用者負担額（保育料）の軽減を図っている場合、当該市町村における認可保育所の平均利用者負担額（保育料）と対象施設の平均利用者負担額（保育料）の差については、軽減後の差によるものとする。

(3) 認可外保育施設における施設の設備、職員の配置については、市町村が現地調査により確認すること。現地調査については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条に基づく認可外保育施設に対する立入調査や、保育所等の事故防止の取組強化事業実施要綱に定める重大事故防止のための巡回支援指導事業（事故防止の取組強化及び認可外保育施設支援等事業の実施について（平成29年※月※日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添1）と合わせて行う等、効率的に実施すること。

(4) 市町村が認可外保育施設に対し補助金を交付する際、当該施設における施設の設備の適否、職員の配置の適否を明示すること。適否の表示については、子どものための教育・保育給付費補助金所要額調書内訳書（子どものための教育・保育給付費補助金の国庫補助について（内閣総理大臣通知）の別紙「子どものための教育・保育給付費補助金交付要綱」の別表2）の設備運営基準施設の設備の適否欄、設備運営基準職員の配置の適否欄と合わせる。

6 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

別添2

幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業実施要綱

1～6 (略)

6 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

別添2

幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業実施要綱

1～6 (略)